令和８年度　東京都児童相談体制等検討部会ワーキンググループ第１回

＜　議事要旨　＞

１　会議概要

（１）開催日時

令和８年１０月１９日（月）９時３０分から１２時００分

（２）開催方法

対面開催

２　内容

（１）ワーキンググループの位置付け・今後の進め方

【主な内容】

資料 P3-5 をもとに、事務局よりワーキンググループの位置付け、今年度の検討項目及び今後のスケジュールについて説明した。

【主な意見】

特段の意見無し

（２）協同面接を視野に入れた性的虐待の初動対応

【主な内容】

資料 P7-11 及び参考資料をもとに、事務局より性的虐待の初動対応に関する現状と課題について説明し、対応フロー、警察・検察との連携、初動における子家センの役割及び記憶の汚染防止の観点から意見交換を行った。

ア　対応フローの整理

【主な意見】

・　性的虐待は事案の内容や重篤度に幅があるため、通告受付から一時保護までの各段階で、子家センと児相が担う調査や対応の範囲を具体的に整理する必要がある。子家センには、子供への詳細な聞き取りではなく、家族構成や生活状況等の周辺情報の確認を担ってもらうことが考えられる。（都児相）

・　性的虐待には、一時保護及び加害を疑われる者との分離が必要な事案から、在宅での対応が考えられる事案まであるため、重篤度を踏まえた判断が必要である。また、きょうだい間の事案を含め、性的虐待の重篤性や対応上の留意点について、関係機関が共通認識を持つことが重要である。（区児相）

・　子家センと児相が物理的に近いことにより、早期に情報を共有し、合同の受理会議等により初動の役割分担や送致・援助要請の取扱いを協議できる仕組みは、円滑な対応に有

効である。児相・子家センが情報を共有できる体制作りが重要である。(子家セン)

・　子家センと児相が事前に聞き取る事項を共有し、必要に応じて面接中も経験のある職員が状況を確認できる体制は、初動調査の質の確保に有効である。また、子家センを含む関係職員が性的虐待の基礎知識や聞き取りの留意点を継続的に学べる研修機会が必要である。(都児相)

・　学校等への依頼に使用できる資料について様式を整備するとともに、養護教諭や管理職等へ説明するための研修を行うことが考えられる。成果物は、子家セン、都児相及び区児相が共通して活用しやすいものとすることが望ましい。(都児相)

・　学校等では、通告前にスクールカウンセラー、養護教諭等が詳細な聞き取りを行っている場合があり、記憶の汚染や子供の負担が課題となっている。教育委員会と連携した通告フローの周知等を継続する必要がある。(子家セン)

・　年度当初の校長会・副校長会や学校訪問等で通告時の留意点を周知していても、性的虐待を扱う機会が少ない学校では、詳細な聞き取りが行われる場合がある。学校現場で実践できる形で周知する必要がある。(子家セン)

・　関係機関への周知は、管理職だけでなく、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、子供から最初に話を聞く可能性のある職員まで届くよう工夫する必要がある。また、職員の異動があっても同じ水準で対応できるよう、教育部門とも連携した共通の内容とすることが望ましい。(子家セン)

イ　警察・検察との連携

【主な意見】

・　警察・検察からは、被害の重篤度に関わらず広く情報共有することを求められていると感じる一方で、被害の具体性や重篤度が明らかでない段階では直ちに連絡しない運用もあり、連絡基準の平準化が必要である。(区児相)

・　警察へ連絡した際に事件化の見込みを確認されることがあり、事件化に至らないと考えられる事案では連絡しない場合がある。対応経験が少ない児相では、職員の育成も課題である。(区児相)

・　警察・検察と児童相談所では役割が異なることを踏まえ、事案の性質や悪質性等を所内で検討した上で、福祉的支援を主とする事案か、警察・検察との連携を要する事案かを判断している。(区児相)

・　事件化の可能性が低いと考えられる事案であっても、被害確認面接を実施すると判断した時点で警察へ連絡し、協同面接の実施の有無は警察・検察に判断を求める方法が考えられる。面接で新たな重大な事実が判明する可能性も踏まえる必要がある。(都児相)

・　法改正により性犯罪の公訴時効期間が延長されたことを踏まえ、記録保存の観点からも、協同面接を実施する方向で警察・検察に働きかけることが必要である。(都児相)

・　入所や性的虐待等の記録について、一般の記録より長い保存期間を設けている。後年に本人が生い立ちを振り返りたいと希望する場合も踏まえた取扱いとしている。(区児相)

・　被害確認面接を行うと判断した時点で警察へ連絡している。保有情報の共有を含めて連携することが重要である。（区児相）

ウ　初動における子家センの役割

【主な意見】

・　「逐語で記録すること」と「聞き過ぎないこと」が相反する指示として受け取られないよう、子供が自発的に話した内容をその言葉のまま記録することと、周辺調査を行うことを区別して示す必要がある。（都児相）

・　真偽や重篤度が明らかでない事案では、子家センが何を聞き取り、どのような形で児相へ連絡するか、判断に迷う。（子家セン）

・　子家センでは性的虐待に関する専門研修の機会が限られる場合がある。原則として被害児童への直接の聞き取りは実施せず、児相と対応方針を協議しながら、周辺情報は子家センが確認している。一方、対応中のケースで子家セン職員が最初に子供から話を聞く可能性もあることから、聞き方の留意点を学ぶ必要がある。（子家セン）

・　子家センには福祉以外の職種から配属される職員も多く、まずは通常業務に必要なケースワークの知識・技能を習得するための育成が課題となっている。そのため、性的虐待対応に関する専門性の向上に加え、職員の基礎的な支援力を継続的に育成していくことが重要である。（子家セン）

・　子家センから児相へ事案の概要のみが伝えられる場合があるため、開示に至った経過、関係機関での聞き取り方、家庭環境、子供の日常の様子等、最低限確認すべき周辺情報を明確にする必要がある。（区児相）

・　「聞き過ぎないこと」を重視するあまり、情報の出所や、直接確認した事実と伝聞・推測との区別が不明確になる場合がある。必要な情報を整理しつつ、再度の聞き取りによる記憶の汚染を防ぐ必要がある。（区児相）

・　子家センが通告後の流れや逐語記録の使われ方を理解できるよう、初期調査面接で子供の開示内容をどのように用いるかをマニュアル等で分かりやすく示すとよい。（区児相）

エ　記憶の汚染防止

【主な意見】

・　児相と子家センが日常的にケースをすり合わせ、個別事案に応じて、子家センが確認する事項と児相が担う面接を柔軟に調整することが有効である。聞き取り後の支援も含め、双方の得意分野を生かして対応することが重要である。（区児相）

・　性的虐待の情報が入った段階で、連携調整を担う部署が子家センの調査と並行して児相へ一報を入れ、その後の細かな対応を協議する体制をとっている。都全体で共通の内容が整理されるとよい。（子家セン）

・　学校内で複数の職員を経由して情報が伝わる過程や、子家センと学校との間で照会を重ねる過程で、情報のずれや記憶の汚染が生じるおそれがある。最初の段階で必ず行う調

査事項を統一する必要がある。（都児相）

・　マニュアルの整備だけでなく、連携に向けた児相と子家センの日常的なコミュニケーションや合同研修等を計画的に行うことが重要である。（都児相）

・　「聞き過ぎない」とは子供への聞き取りを必要最小限にする趣旨であり、関係者への確認や家庭状況等の周辺調査まで控える趣旨ではないことを明確にする必要がある。子供への面接と周辺調査の役割分担を分かりやすく示すことが考えられる。（都児相）

・　学校現場への研修は、子家センが調整し、児相が専門的な説明を担うなど、双方が連携して実施することで、子供に直接関わる職員まで内容を届けやすくなる。（都児相）

・　初期の聞き取りで確認すべき事項を整理したチェックリストやシートを共通化し、活用することも一つの方法として考えられる。（都児相）

（3）子家セン間のケース移管

【主な内容】

資料 P13-15 及び参考資料をもとに、事務局より子家セン間のケース移管に関する現状と課題について説明し、移管・情報提供の対象や判断基準、引継ぎの時期・方法、事前協議、共通様式等の観点から意見交換を行った。

【主な意見】

・　終結していないケースは原則として移管する運用がある一方、母子保健部門のみが関与しているケースでは、転居先の子家センが新規に受理する場合もあり、移管の判断基準が自治体によって異なる。（子家セン）

・　要対協の範囲や母子保健部門との役割分担が自治体ごとに異なるため、母子保健のみが関わるケースを含め、移管窓口や取扱いの調整が必要である。（子家セン）

・　保護者への支援が十分に開始できていないケースや同意が得られていないケースでは、転居先での関わり方を含め、転居前後の自治体が事前協議により認識をすり合わせる必要がある。（子家セン）

・　住民票を移さず居住実態のみが移った場合、転居先での居住が不安定であることを理由に移管が難しくなり、転居元が遠隔地でケースワークを行う場合がある。実際の居住地を踏まえた取扱いを整理する必要がある。（子家セン）

・　困難ケースでは、転居元に求める対応と転居先でなければ実施できない支援を整理し、必要な対応を行った上で円滑に引き継ぐことが望ましい。（子家セン）

・　保護者が面接を拒否している場合の移管の取扱いや、宿所提供施設等への入所を経て中長期的に居住実態が移る場合について、移管の考え方を整理できるとよい。（子家セン）

・　住民票所在地を基準とする運用では、実際の居住地で必要なケースワークが行えない場合がある。また、母子保健部門や児相・子家セン一体型組織等、移管先の窓口が分かりにくいため、連絡窓口を一覧化するなど、分かりやすく整理することが望ましい。（子家セン）

- 児相は全国ルールがあるが、子家センが扱うケースの重篤度にはばらつきがあり、一律にルール化することが難しい面もあると考える。ケースの状況や支援期間等によって適切な対応は異なるため、一律の運用を示すだけでなく、判断の目安や留意点について整理する必要がある。（区児相）
- 引継ぎのタイミングと、子家センと児相設置区との移管の方法については検討する必要がある。実際の居住地が移った時点を起点として移管又は情報提供できるようにするとともに、転居元と転居先が一定期間重なって関与する方法を整理することで、支援の切れ目を防げると考える。移管のタイミングは、都内で共通するルールを整理することが望ましい。（子家セン）
- 子家セン間の移管が適切に行われていることは、児相間の移管方針を検討する上でも重要であり、自治体による運用差を小さくするための標準化が必要である。（都児相）
- 母子生活支援施設や宿所提供施設等が多い地域では、自治体内の地域間でも引継ぎが生じるため、自治体内の役割分担や引継ぎ基準も、自治体間の移管を考える際の参考となる。（都児相）
- 児相と子家センの機能を同一組織内に持つ自治体では、子家セン部門から児相として移管する場合があり、移管先から見ると機能の区別が分かりにくい。児相部門と子家セン部門の役割や使用する様式を明確にする必要がある。（都児相）
- 子家セン機能も、児相の全国ルールを基に移管・情報提供を判断しており、書式も児相の全国ルールの書式を使用している。東京ルールの様式は使用していないが、どの書式を使用しても内容が伝わることが重要だと考える。移管の第一報後、正式な書類の到着まで長期間空く場合があるため、子家センにおいても、第一報、受理、書類送付等の標準的な時期を整理することが望ましい。（区児相）
- 児相のみが受理しているケースについて、転居先から要対協部門間の移管を求められる場合があり、都外自治体との移管も含めて整理が必要である。（区児相）
- 一報を受けた時点から受理に向けて情報収集を開始しているが、対面での引継ぎが行われない場合もある。移管を受ける側の意見も踏まえ、必要な協力が得られるルールとすることが望ましい。（子家セン）
- 移管先の実際の居住状況が確認されていない場合には、基本的に移管を受ける方針であっても、転居元に居住実態の確認を求めることがある。移管元が確認すべき事項を整理する必要がある。（子家セン）